

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

氏名又は名称  
届出者 及び住所  
並びに法人にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法 第3条第7項 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について  
第4条第1項 、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積 及び 当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	形質変更の対象となる土地の面積 : m <sup>2</sup> (うち掘削部分の面積 : m <sup>2</sup> ) 最大掘削深さ : m
土地の形質の変更の着手予定日	年 月 日
法第3条第1項のた だし書の確認を受け た土地において法第 3条第7項の規定に による土地の形質の変 更をする場合	工場又は 事業場の名称
	工場又は事業場の敷地 であった土地の所在地
現に有害物質使用特 定施設等が設置され ている工場又は事業 場の敷地において法 第4条第1項の規定 による土地の形質の変 更をする場合	有害物質使用特定施設 が設置されている工場 又は事業場の名称
	有害物質使用特定施設 の種類
	有害物質使用特定施設 の設置場所
	特定有害物質の種類
連絡先	所 属 氏 名 電話番号 (電子メールアドレス )

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

提出部数	必要書類	チェック
1 部	(1)一定の規模以上の土地の形質変更届出書【様式第6(記載例参照)】	<input type="checkbox"/>
	(2)当該場所を明らかにした図面(位置図)【様式任意】	<input type="checkbox"/>
	(3)形質変更の目的及び工事概要【様式任意(記載例参照)】	<input type="checkbox"/>
	(4)当該土地の地番及び土地所有者一覧表【様式任意(記載例参照)】 ▶ 土地の形質の変更の場所が複数の地番となる場合に添付してください。 ▶ 様式は任意ですが、 <u>記載例の情報は最低限記載してください。</u>	<input type="checkbox"/>
	(5)土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかにした平面図、立面図及び断面図 ①切土と盛土、切土後盛土を色分け等で明示した <u>平面図</u> ▶ 土地の造成後に建物を建てる工事を届出する場合、「造成に係る平面図」と「建物建築に係る平面図」が必要になります。(断面図も同様) 「基礎の撤去」、「アスファルト面を路盤表面まで撤去」、「杭の設置」についても土地の形質の変更の対象となります。	<input type="checkbox"/>
	②切土箇所の代表的な部分及び最も深い部分の <u>断面図</u> ▶ 現況地盤高からの掘削高を記載して下さい。 ▶ 特に <u>最大掘削深さの場所と高さをわかるようにしてください。</u>	<input type="checkbox"/>
	③代表的な部分の <u>立面図</u> 計画建築物がない場合は不要です。	<input type="checkbox"/>
	(6)登記事項証明書(写し可) 発行から3ヶ月以内のもの(電子でも可) (土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合のみ) 当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面であれば、登記事項証明書の代わりとすることができます。(例:土地の売買契約書、土地の形質の変更の工事における請負契約書、同意書)	<input type="checkbox"/>
1 部	(7)公図(写し可) 発行から3ヶ月以内のもの(電子でも可)	<input type="checkbox"/>
1 部	(8)当該土地の利用履歴【様式任意(記載例参照)】 土地利用履歴、特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴をわかる範囲で情報を収集して下さい。	<input type="checkbox"/>

記載例

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

届出日(窓口受理日)又は、届出日から過去数日以内の日付を記載してください。

- ・ 土地の形質の変更が行われる開発事業全体の土地の所在地を記入します。
- ・ 地番表示は全ての地番を記入してください。
- ・ 道・無地番地等の場合も記載をお願いします。
- ・ 多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「他△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。

年　月　日

届出者  
奈良県○○市○○町○丁目○番○号  
株式会社○○○○  
代表取締役 ○○ ○○

土壤汚染対策法 第3条第1項  
第4条第1項

、次のとおり届け出ます。

より、一定の規模以上の土地の形質の変更について  
施工に関する計画の内容を決定できる者が届出者となります。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	○○市○○町○丁目○番○号 他 ●筆(別紙○のとおり)
----------------------	--------------------------------

土地の形質の変更の場所	別図△のとおり	土地の形質変更の場所がある程度わかる地図(位置図)を添付してください。
-------------	---------	-------------------------------------

土地の形質の変更の対象となる土地の面積 及び 当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	形質変更の対象となる土地の面積 ○○○.○○m <sup>2</sup> (うち掘削部分の面積 ○○○.○m <sup>2</sup> ) 最大掘削深さ ○m (詳細は別)
---	---

土地の形質の変更の着手予定日	○年 ○月○日
----------------	------------

- ・ 「形質変更の対象となる土地の面積」と「最大掘削深さ」を記入してください。
- ・ 形質変更の対象となる土地の面積は、敷地面積ではなく、形質変更を行う部分の面積を記入してください。
- ・ 最大掘削深さの数値がわかる断面図又は立面図の添付をお願いします。
- ・ 工期が長い場合でも、まとめて一の土地の形質の変更の行為として届出してください。(詳細な設計が未決定の場合は、広めに届出してください。)

届出日から30日以降で、最初に土地の形質変更を行う日  
(実際に土壤の形質変更を行う日)

この工場において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
------------------------------------	----------------------

この欄に該当するかどうか分からない場合は、「水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設」に該当するかどうかを奈良県水・大気環境課にお問い合わせください。  
該当しない場合はこの欄は記載不要です。斜線を引いてください。

現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称
	有害物質使用特定施設の種類
	有害物質使用特定施設の設置場所

有害物質使用特定施設等が設置されている稼働中の工場等において、900 m<sup>2</sup>以上の形質の変更を行う場合は記載してください。

連絡先	所 属 氏 名 電話番号 (電子メールア
-----	-------------------------------

届出者と連絡先の所属が異なる場合は、委任状を提出してください。

### (3) 形質変更の目的及び工事概要の記載例

#### 形質変更の目的及び工事概要

- 現在空き地である土地を賃貸し、造成後、社屋建設（〇〇株式会社本社建設工事）
- 現在〇〇である土地を購入し、土地造成工事を実施（〇〇市〇〇町宅地開発工事）
- 工場解体後、〇〇店建設工事

等

### (4) 当該土地の地番及び土地所有者一覧表の記載例

#### 土地所有者一覧表

記載内容は 年 月 日〇〇〇〇〇による

所在地		土地所有者 住所	備考
住所	氏名		
〇市〇町〇丁目	〇番 1		
	〇番 2		
△市△町△丁目	△番 1		
	△番 2		
	△番 3		

### (8) 当該土地の利用履歴の記載例

#### 土地利用履歴書

令和 年 月 日

奈良県〇〇市〇〇町××番地における土地利用履歴

(複数の番地で同様の履歴の場合はまとめることも可)

年月	内容	備考
～S49	森林	
S49. 4	ガソリンスタンド営業開始	
H2. 3	ガソリンスタンド廃止	
H2. 12	電子部品製造業（〇〇株式会社）稼働	トリクロロエチレン使用
H10. 3	電子部品製造業（〇〇株式会社）廃止	
H22. 6	大規模店舗造成	

☞この様式は、Web から入手できます。

【奈良県庁 HP→くらし・環境・税→環境・リサイクル→奈良県の土壤汚染対策】

## 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について

### 本届出が必要となる要件の概要

次の①、②のいずれにも該当する場合は届出が必要です。	
①	<u>3,000m<sup>2</sup>以上</u> の土地の形質の変更（現況地盤に対して、切土か盛土）がある。
②	「土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上」または「土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm未満で、土壤を土地の区域外へ搬出、または土壤の飛散、流出を伴う」。
(ただし、有害物質使用特定施設が設置されている（されていた）工場または事業場の敷地については、土地の形質の変更に係る部分の面積が900m <sup>2</sup> 以上の場合は必要。（調査結果を県知事に報告済みの場合は除く。))	

### ○ 土地の形質の変更について

- 土地の形質の変更の対象となる土地の面積とは、土地の敷地面積ではなく、実際の切土と盛土の面積の合計です。（切土と盛土が重なっている範囲については面積を二重計上しないようお願いします。）
- 切土をした部分を埋戻し、元の地盤高に造成する場合、土地の形質の変更の対象となります。  
(例：擁壁工、整地工等)  
(切土をした部分に埋戻を行う工事については、平面図・断面図に「切土」・「盛土」・「切土後盛土」の3種類を色分け等で明示をお願いします。)
- 「基礎の撤去」、「アスファルト面を路盤表面まで撤去」、「杭の設置」に係る土地の形質の変更も対象となります。

### <参考>

届出をする 形質変更面積	届出の対象となる土地	届出の時期	届出の 規定
3,000m <sup>2</sup> 以上	全ての土地	形質変更着手の 30日前まで	法第4条第1項
900m <sup>2</sup> 以上	有害物質使用特定施設* 設置事業場の敷地	形質変更着手の 30日前まで	法第4条第1項
900m <sup>2</sup> 以上	有害物質使用特定施設*を 廃止し、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地	あらかじめ	法第3条第7項

### ※ 有害物質使用特定施設

奈良県内（奈良市除く）事業場における水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置届出等の申請状況を確認する場合は、問い合わせ様式を使って、水・大気環境課までFAXにてお問い合わせください。（FAX：0742-22-1668）

問合せ様式掲載ページURL：<https://www.pref.nara.jp/59990.htm>